

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 I

#### みんなで深めよう。男女共同参画の心が育む本宮市



ジェンダー平等社会を実現していくうえで、課題として挙げられるものに、人々の意識の中に形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス<sup>※1</sup>）があります。こうした意識は次第に変わりつつありますが、いまだに残っており、これに基づく社会制度や慣行などが、個人の多様な生き方の選択や能力発揮を妨げる要因ともなっています。

男女共同参画社会を実現するためには、個人を尊重する人権意識の醸成とともに、一人ひとりの固定的な性別役割分担意識の見直しが必要です。

市民の誰もが、性別にとらわれず、自然体で社会参画しやすい環境づくりを推進し、男女共同参画の心を育むことができる本宮市を目指します。

### 成果指標

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値等 (令和11年度)
社会全体における男女の平等感 (男女共同参画に関する市民意識調査(18歳以上))	18.8% [R6.12月]	上昇
男女共同参画推進に係る情報発信	0回	年3回
男女共同参画に関する講座・セミナー等の開催回数 及び参加人数	8回 41人 [R5年度]	上昇

### 取組の方向性 1 男女共同参画の理解促進

国の「第5次男女共同参画基本計画」においては、男女共同参画の取組の進展が未だ十分でない要因の一つとして、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していることが挙げられています。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消

<sup>※1</sup> 「アンコンシャス・バイアス」…自分自身が気づいていない、ものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのこと（P46参照）

を図るため、今後においても、男女共同参画の意識づくりを推進していきます。

## 基本施策

### (1) 男女共同参画の形成に向けての市民意識の醸成

多くの市民が男女共同参画に関する知識や理解を深めることができるよう、各種媒体を活用した情報発信や普及啓発を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	男女共同参画に関する各種情報提供	男女共同参画に関する各種情報を収集、整理するとともに、広報紙、公式ウェブサイトなどの多様な媒体による情報の提供を推進します。	市民部 生活環境課 総務政策部 秘書広報課
②	固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発等	性別による固定的役割分担意識の解消を目指した意識啓発活動や広報活動に努めます。	市民部 生活環境課

### (2) 家庭・地域活動等における男女共同参画の推進

家庭生活における家事・子育て・介護などについて、家族の中で役割分担が行える意識の啓発活動を推進します。

また、行政区(町内会)を始めとする地域での交流や活動において、男女共同参画の視点に立った活動を進めることで、より良い地域コミュニティとなるよう働きかけを行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	家庭生活における理解促進	市民に対する家庭生活における男女共同参画による家事や育児、介護などの役割分担についての意識啓発を図ります。	市民部 生活環境課
②	地域における啓発活動	行政区(町内会)などの地域住民組織の活動に、男女共同参画の視点による誰もが運営に参画できる活動を進めることで、より良い地域コミュニティ活動となるよう働きかけを行います。	市民部 生活環境課
③	家庭生活を営む男女を対象とした学習機会の提供	家庭生活を営む男性と女性が参加しやすい講座の開催を通じて、男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するとともに、支援に努めます。	市民部 生活環境課 保健福祉部 保健課

## 取組の方向性2 ジェンダー平等教育の推進

学校、職場、地域社会等において、人権尊重を基本としたジェンダー平等意識の形成を図るため、身近なこととして触れる機会の提供・充実に努めます。また、本市との結びつきの強い英国との交流を始め、多様な価値観や文化の中で先進的に進められている男女共同参画の国際的な取組に対する関心も深めてもらいながら、ジェンダー平等に関するより一層の理解増進を図ります。

### 基本施策

#### (1) ジェンダー平等を考えるきっかけづくりの推進

あらゆる場における性別役割分担意識の解消を図るため、あらゆる世代に学習機会の提供などを通じてジェンダー平等について考えてもらえるきっかけをつくります。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	ジェンダー平等に関する情報発信	ジェンダー平等の理解を深めるための市民等に対するわかりやすい情報発信を行います。	市民部 生活環境課
②	ジェンダー平等を考えてもらえる機会の創出	参加しやすい講習会や講演会などの開催を企画し、ジェンダー平等のことを身近に考えてもらうきっかけづくりに努めます。	市民部 生活環境課
③	国際的な取組の理解浸透	男女共同参画に関する国際的な取組の情報収集と発信を図り、グローバル社会におけるジェンダー平等の理解浸透に努めます。	市民部 生活環境課

#### (2) 児童生徒のジェンダー平等の心を育む環境づくりの推進

こどもの将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につなげるため、小学校や中学校、高等学校等の成長過程におけるジェンダー平等の心を育む環境づくりを推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	ジェンダー平等の視点に立った学校教育の継続	性別に捉われず、平等な学校生活が行われている小中学校や高校とのより一層の連携強化を図りながら、児童生徒の成長過程において、ジェンダー平等の心を自然と育むことができる教育を継続します。	教育部 幼保学校課
			市民部 生活環境課
②	人権教育の充実	人権擁護委員の活動支援を積極的に行いながら、学校での人権教室などを通して、児童生徒の心身の成長過程において人権のことに触れる機会を創出しながらジェンダー平等を始めとする人権教育の充実を図ります。	市民部 生活環境課
③	国際交流の推進	本市との結びつきの強い英国との児童生徒による交流を通して、グローバルに進められているジェンダー平等の社会に触れる機会を創出します。	教育部 国際交流課

## 基本目標Ⅱ

みんなで広げよう。性別にとらわれず、誰もがいつでもどこでも活躍できる本宮市



すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画することは、多様性と活力を高めることにつながり、豊かで活力ある持続可能な地域社会づくりをするうえで大変重要です。性別にとらわれず、あらゆる分野における活動に個人の意思で共に参画し、市民一人ひとりが活躍できる本宮市を目指します。

### 成果指標

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値等 (令和11年度)
職場における男女の平等感 (男女共同参画に関する市民意識調査(18歳以上))	27.3% [R6.12月]	上昇
本宮市役所における女性管理職割合	35.1% [R6.4.1 現在]	40%以上
市の審議会等委員における男女の割合	27.65%(女性) [R6.4.1 現在]	どちらかの性が 40%以上 60%以下
行政区長(町内会長)に占める女性の割合	4.4% [R6.4.1 現在]	6.0%以上
保育所待機児童数	0人	0人を維持
本宮市防災会議委員における女性の割合	21.74%	30%以上
女性消防団員の数	0人	5人

### 取組の方向性 1 ワーク・ライフ・バランス<sup>※1</sup>と多様な働き方の推進

それぞれのライフスタイルに合わせて仕事と家庭生活を両立しながら豊かな暮らしが送れるように、多様で柔軟な働き方ができる職場づくりに向けた啓発、仕事と家庭の両立につながる行政支援を行っていきます。

※1 「ワーク・ライフ・バランス」…男女がともに、様々な活動を含めた生活スタイルを、自らの選択によるバランスで形成すること(P49参照)

## 基本施策

### (1) 仕事と家庭の両立支援

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養といった「家庭生活」との調和を図り、その両方を充実させる環境づくりを目指します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	ワーク・ライフ・バランスの推進	市民のより良い暮らしにつながる仕事と家庭におけるワーク・ライフ・バランスの意識醸成を図るため、個々のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。	市民部 生活環境課
②	事業所に対する普及啓発	仕事と家庭の両立を支える職場づくりを推進するため、国及び県、関係機関などの認証・認定制度や育児休業・介護休業給付制度などの助成制度等について情報提供に努めます。	産業部 商工観光課
③	子育て支援サービスの充実	延長保育や土曜保育、一時保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター※1の充実などにより、働きやすい環境づくりを支援します。	教育部 幼保学校課 保健福祉部 子ども福祉課
④	市における男性職員の育児参画の促進	率先して男性の育児への参画を推進するため、男性職員に対し、育児休業の取得及び配偶者出産休暇・育児参加休暇等の取得を促進します。	総務政策部 総務課

### (2) 誰もが働きやすい環境づくりの推進と情報の発信

どのようなライフスタイルでも、安心して働き続けることができるよう、社会全体で支える環境づくりを推進していきます。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	労働関係法令の遵守	事業者に対して、労働関係法令や男女雇用機会均等法などの法令を遵守するよう周知を図ります。	産業部 商工観光課
②	柔軟な就労形態の普及・啓発	フレックスタイム制や在宅ワーク、副業・兼業など多様な働き方を推進する取り組みについて情報提供を行います。	産業部 商工観光課
③	福島広域雇用促進支援協議会との連携	福島広域雇用促進支援協議会が主催する各種セミナーや講座、就職相談会等について、広報紙やホームページで広報・周知を行います。	産業部 商工観光課

※1 「ファミリーサポートセンター」…育児の援助を行いたい会員と受けたい会員からなる相互援助組織で、市町村などが設置するもの(P48参照)

NO	施策の方向性	内容	担当部課
④	福島県次世代育成支援企業認証制度（「仕事と生活の調和」推進企業認証）の普及啓発	福島県次世代育成支援企業認証制度を利用し、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所を増やし、企業価値を高める支援につなげていきます。	産業部 商工観光課

## 取組の方向性2 あらゆる分野における女性活躍の推進

女性活躍推進法に基づき、あらゆる分野で女性の参画が確保されるとともに、その能力を十分に発揮できる地域社会の実現を目指します。

### 基本施策

#### (1) 公的分野における女性参画の促進

政策・方針決定過程において、男女それぞれの意見が等しく反映されるよう、様々な分野において女性の参画促進を図ります。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の女性職員がその能力を十分に発揮できるよう支援するとともに、施策・方針決定に関わる管理職への積極的な登用を推進します。	総務政策部 総務課
②	ポジティブ・アクション <sup>※1</sup> の推進	性別による職域の向き不向きや特定の職場にこだわることなく職員を配置し、男女間の格差のない職場環境改善に努めます。	総務政策部 総務課
③	各種審議会等における女性の参画拡大	審議会や委員会の委員の選出にあたっては、広い視点からの企画立案を図るため、すべての組織において女性委員の積極的な登用を進めます。	全部課

#### (2) 企業・各種団体等への女性参画の促進

女性があらゆる分野に参画し、自らの能力を発揮し活躍できるよう、女性自身の積極的向上やエンパワーメント<sup>※2</sup>を支援する機会を提供し、人材育成を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	企業における女性活躍の推進	労働関係法令に基づく女性の労働条件改善に向けた働きかけを行うとともに、女性管理職の積極的な登用についての啓発に努めます。	産業部 商工観光課

※1 「ポジティブ・アクション」…男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの（P49参照）

※2 「エンパワーメント」…自ら主体的に行動することによって、状況を変える力をつけること（P46参照）

NO	施策の方向性	内容	担当部課
②	企業・団体・自営業への啓発活動	職場における固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	産業部 商工観光課
③	女性の就労への支援	就労・再就職・起業・非正規雇用から正規雇用への転換、職域拡大など、女性のチャレンジを支援するための情報提供を行います。	産業部 商工観光課
④	地域における女性参画の推進	本宮市区長会連絡協議会との意見交換を行いながら、行政区(町内会)を始めとする地域コミュニティ団体について、女性リーダーの育成など、積極的な女性参画の推進に努めます。	市民部 生活環境課
⑤	市内女性団体との相互協力	市内女性団体に対する支援を行いながら、女性活躍の推進に向けての相互協力を努めます。	市民部 生活環境課

### 取組の方向性3 防災分野における男女共同参画の推進

東日本大震災や令和元年東日本台風などの様々な災害を経験した教訓を活かし、女性の参画を始めとする多様な視点を取り入れることにより、防災分野における男女共同参画の取組を推進し、市民の安全・安心な暮らしの確保につなげます。

#### 基本施策

#### (1) 男女共同参画の視点に立った防災体制づくりの推進

女性の感覚や特性を活かし、長期化する避難所の運営や防災に対する取組等への女性の参画を促進する活動を進めます。また、男女の違いだけでなく、多様な視点を取り入れた避難所運営の取組を進めます。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	地域防災計画改定や避難所運営における女性の参画促進	地域防災計画の改定や長期化する災害における避難所運営等において、女性の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	市民部 防災対策課
②	男女共同参画の視点に立った防災訓練の実施	防災訓練等の実施に際しては、男女共同参画の視点による訓練内容を盛り込むとともに、女性も参加しやすい訓練を企画します。	市民部 防災対策課
③	多様性への配慮の視点を踏まえた避難所運営	女性や乳幼児、障がい者、高齢者などに配慮した避難所運営体制や災害用備蓄物資の整備を図ります。	市民部 防災対策課 保健福祉部 社会福祉課
		災害時の避難所運営にあたり、テントや段ボールでのプライバシーの確保や名簿の性別欄の工夫など、ジェンダー平等や性の多様性に配慮した運営に努めます。	市民部 防災対策課 保健福祉部 社会福祉課

		避難所における様々なニーズに対応したわかりやすい情報発信に努めます。	市民部 防災対策課 保健福祉部 社会福祉課
--	--	------------------------------------	--------------------------------

NO	施策の方向性	内容	担当部課
④	多様なニーズを捉えた防災情報の発信	災害時における女性や乳幼児、障がい者、高齢者などの多様なニーズを踏まえながら、普段からの防災情報の発信に努めます。	市民部 防災対策課

## (2) 防災分野における女性参画の推進

男女共同参画の視点に立ち、家庭・地域・職場等での防災の積極的な取組を促し、防災意識の高揚を図るとともに、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	人材育成の推進	地域防災を担う消防団への女性の入団促進を図るとともに、まゆみ防災リーダーズや赤十字奉仕団などの市民団体と連携し、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。	市民部 防災対策課
②	女性参画の重要性における理解の促進	地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れるよう、啓発活動を行います。	市民部 防災対策課
③	防災講座等の実施	防災に関する講座の実施等により、市民の防災意識の向上を図るとともに、男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について啓発し、自主防災組織や避難所運営等への女性の参加促進を図ります。	市民部 防災対策課

## 基本目標Ⅲ

### みんなで認めよう。一人ひとりの多様性が活きる本宮市



令和5（2023）年6月に、国では「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）が公布・施行されました。

近年では、「同性婚」や「夫婦別姓」など、多様性や人権に関する課題もクローズアップされています。そうした中、本市では、市民の誰もがパートナーやその家族との暮らしやすい生活につなげるため、令和6（2024）年9月2日に「本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を導入しました。引き続き、性的指向や性自認等を理由に困難な状況に置かれないう、性の多様性への理解促進について、さらなる取り組みを進めていくことが大切であると考えます。

市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様な生き方を認め合うことができる、誰もが自分らしく生きていける本宮市を目指します。

#### 成果指標

成果指標		現状値 （令和6年度）	目標値等 （令和11年度）
性の多様性に関する用語の認知度 （男女共同参画に関する市民意識調査）	18歳以上	LGBT：58.0% 性自認：40.6% 性的指向：38.5% [R6.12月]	上昇
	中高生	LGBT：69.4% [R6.12月]	上昇
多様な性自認や性的指向を持つ方々にとって暮らしやすい社会であると感じる人の割合 （男女共同参画に関する市民意識調査(18歳以上)）		10.7% [R6.12月]	上昇
性の多様性に対する理解増進に係る情報発信 （パートナーシップ・ファミリーシップ制度含む）		年2回	年4回

## 取組の方向性 1 性の多様性を認め合う社会の構築

日常生活において、性の多様性を始めとする一人ひとりの生き方を当たり前認め合うことができるよう、市民の理解浸透や環境づくりを進めます。

### 基本施策

#### (1) 性の多様性尊重の意識づくり

性の多様性や多様な価値観を受け入れ、一人ひとりが個人を尊重し合いながら、共に生活を送ることができる社会づくりを推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	性の多様性を認め合う社会づくりに向けた指針の構築	性の多様性を認め合うことができる社会の実現に向け、市民や事業者、教育、行政など、本市が目指すべき基本となる指針を構築します。	市民部 生活環境課
②	性の多様性に関する理解の促進	性的指向や性自認を理由とした偏見や差別の解消を目指し、正しい知識や性の多様性に関する理解を深めるため、市民に対する積極的な情報発信による啓発推進に努めます。	市民部 生活環境課
③	市職員等への啓発	市民対応において適切な配慮ができるよう、市職員に向けた研修等の実施により、性の多様性に対する理解の促進を図ります。	市民部 生活環境課

#### (2) 性の多様性に配慮した環境の整備

一人ひとりが安全で安心に暮らせる地域づくりの実現のために、性の多様性やジェンダー平等などへの配慮の視点による環境整備を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	法的に婚姻が認められない同性のカップルや、個々の事情により婚姻が叶わない異性間の事実婚のカップルの方々に対して、宣誓を受けることにより、市がその関係性を証明するパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入します。(R6.9.2 導入済) また、適宜、見直しなどを行いながら利用しやすい制度に改善するとともに、定期的な情報発信に努めます。	市民部 生活環境課
②	県や県内自治体との連携	パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入している県や県内自治体を始め、性の多様性を認め合う住みよい環境づくりに向けた連携を図ります。	市民部 生活環境課
③	市の手続き等における配慮	市への各種手続きの際に、性別記入等による当事者の心理的負担の軽減を図ります。	全部課

## 取組の方向性2 人権尊重の啓発

人は、誰もが尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならない存在です。人権が当たり前前に尊重される社会づくりを目指すため、様々な機会を通じた人権尊重を育むことができる場の充実を図ります。

### 基本施策

#### (1) 人権尊重の意識啓発と学習機会の充実

人権教育を推進するとともに、各種講演会や研修会の開催、広報活動を通じて啓発を行いながら、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きることができる社会を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	人権を尊重する意識の醸成	基本的人権の尊重と様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるため、様々な機会を通じた情報発信を行うとともに、人権擁護委員との連携協力による人権啓発活動を推進します。	市民部 生活環境課
②	人権教育の充実	人権擁護委員の活動支援を積極的に行いながら、学校での人権教室や人権の花運動、各種イベントを通じた人権啓発により、児童生徒の心身の成長過程において人権のことに触れる機会を創出しながら人権教育の充実を図ります。	市民部 生活環境課
③	関係機関等と連携した人権相談の情報発信	人権擁護委員や福島地方法務局等の関係機関・団体と連携した人権相談の開催や情報提供を行います。	市民部 生活環境課

#### (2) 人権尊重に配慮した情報発信

市が発信する広報紙やホームページ、SNS<sup>\*1</sup>などについて、人権侵害につながることはないよう、性の多様性やこども、高齢者、障がい者など、様々な人権尊重に配慮した情報発信を行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	人権尊重に配慮した情報発信	市が発信する広報紙やホームページ、SNSなどについて、性の多様性やこども、高齢者、障がい者など、様々な人権尊重に配慮した表現に心掛けた情報発信を行います。	総務政策部 秘書広報課  全部課
②	男女共同参画、性の多様性	市が発信する広報紙等について、男女共同参	総務政策部 秘書広報課

\*1 「SNS」…「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略称。社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス（P46参照）

NO	施策の方向性	内容	担当部課
	の視点に立った広報等の実施	画や性の多様性の視点に立ち、性のかたよりが生じない表現の工夫に努めます。	全部課

NO	施策の方向性	内容	担当部課
③	市民にわかりやすい情報発信	性の多様性や男女共同参画などの市民の日常生活で触れる機会が少ない情報発信については、誰もがわかりやすい内容に努めます。	市民部 生活環境課
④	メディア・リテラシー※ <sup>1</sup> の向上	児童生徒にメディアを通じて流れる様々な情報を収集、判断する能力、及び適切に情報発信する能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上のための教育を行います。	教育部 幼保学校課
		また、市民がメディアに流れる偏見や誤情報に惑わされることがないように、メディア・リテラシー向上につながる情報提供や講習会等を開催します。	市民部 生活環境課

※<sup>1</sup> 「メディア・リテラシー」…メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力（P49参照）

## 基本目標Ⅳ

### みんなで創ろう。誰もが健康で、安全・安心に暮らせる本宮市



男女共同参画社会の形成においては、誰もが生涯にわたり、健康に、安全・安心に、生き生きと暮らせる社会づくりを進めることがとても大切です。それには、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、また、生活上の困難を抱える人も、あらゆる方々が安心して自立した生活を送ることができる地域社会であることが必要です。

市民一人ひとりの暮らしを支え、誰もが健康で、安全・安心に暮らせる本宮市を目指します。

#### 成果指標

成果指標	現状値 (令和6年度)	目標値等 (令和11年度)
特定検診受診率	47.2% [R5年度]	60%
乳がん・子宮頸がん検診の受診率	乳がん:38.7% 子宮頸がん:35.9% [R5年度]	乳がん:50% 子宮頸がん:50%
「デートDV」という用語の認知度 (男女共同参画に関する市民意識調査(中高生))	57.4% [R6.12月]	上昇
人権侵害を受けた、見聞きしたことがあっても相談し なかった人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査(18歳以上))	65.2% [R6.12月]	低減

#### 取組の方向性 1 心と体の健康支援

各ライフステージにおける健康の課題などに応じて、一人ひとりが生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種施策を実施します。また、性差に応じた健康について理解を深めつつ、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)<sup>※1</sup>」の視点からも男女の健康を生涯にわたり包括的に支援していきます。

#### 基本施策

##### (1) 生涯を通じた健康づくりの支援

生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健(検)診体制を充実させるとともに、性差に配慮した医療や

※1 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」…生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと(P49参照)

健康支援を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	健康診断の実施と啓発	ライフステージに応じた各種健康診断の実施や受診しやすい体制づくりを行うとともに、受診率向上につなげる啓発を行います。	保健福祉部 保健課 市民部 市民課
②	健康保持・増進のための普及啓発	市民の健康保持・増進を図るため健康に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、心身の健康づくり及び生活習慣病の予防など、ライフステージに合った健康管理の指導と心身にわたる様々な悩みに対する相談体制の充実を図ります。	保健福祉部 保健課
③	健康増進のためのスポーツの推進	男女の健康や体力の保持・増進を図るため、あらゆる年代に応じた参加しやすい生涯スポーツ活動の推進と情報提供に努めます。	教育部 文化スポーツ 振興課
④	健康づくり・食育の推進	ライフステージに応じて、健康的な生活習慣の形成に向けた取組を、関係機関、団体と連携して推進します。	保健福祉部 保健課
⑤	こころの健康づくりの支援	こころの健康づくりを支援するため、啓発や相談を行います。	保健福祉部 保健課

## (2) 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の意識の啓発

性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の浸透を図るため、広報活動を推進します。また、学校において、命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施し、性と生の大切さを伝えます。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。また、誰もが正しい知識を持って、安心して妊娠・出産を迎えられるよう情報の提供に努めます。	保健福祉部 保健課
②	発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだに性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した性教育を実施します。	教育部 幼保学校課 保健福祉部 保健課
③	望まない妊娠や性感染症の予防対策の推進	性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠や性感染症に関する予防対策の普及・啓発を行います。	保健福祉部 保健課

## 取組の方向性2 困難な問題を抱える方々への支援

家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、困難な問題を抱える家庭や子どもが必要な支援を受けられるよう、支援を行います。

### 基本施策

#### (1) ひとり親家庭等や生活困窮者等への支援

ひとり親家庭等が自立し安定した生活を送ることができるよう、相談体制と支援の充実を図ります。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等に対し、家庭児童相談員等により、各種支援制度や就業支援の情報提供、子育て等にかかわる相談対応等を行うほか、関係機関と連携を図り必要な支援に努めます。	保健福祉部 子ども福祉課
②	生活困窮者への支援	生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題を踏まえ、専門機関や各関係機関との連携により適切な支援を行います。	保健福祉部 社会福祉課
③	ハローワーク等との連携による就業支援	本宮市雇用対策協定を締結したハローワークやその他関係機関と連携し、就業機会の拡大を図ります。また、就労に向けた情報の周知を図ります。	産業部 商工観光課

#### (2) 困難を抱える女性が安心して暮らせる環境の整備

様々な困難に直面している人が安心して暮らせるように環境整備を進めることに加え、その人の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	児童虐待防止対策	こども家庭センターを中心として、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止・早期発見、虐待を受けた児童に対する児童虐待防止等の対策を総合的に推進します。	保健福祉部 子ども福祉課
②	女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が抱える自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等についての相談を実施します。	保健福祉部 保健課 保健福祉部 社会福祉課 保健福祉部 子ども福祉課

## 取組の方向性3 配偶者やパートナー間のあらゆる暴力の根絶

配偶者暴力(DV)防止法に基づき、配偶者やパートナー等からの暴力(DV)やストーカー、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力の根絶を目指して暴力を許さない気運の醸成を図るとともに、被害者が迷わず相談できるよう相談窓口の周知を行い、相談から自立支援まで状況に応じたきめ細かな対応に努めます。

### 基本施策

#### (1) 暴力を根絶する取組の推進

DVをはじめとしたあらゆる暴力の防止及び被害者の早期発見、早期対応につながるよう、暴力を許さない社会的気運の醸成のための広報・啓発を行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	あらゆる暴力を許さないための広報・啓発	様々な機会をとらえてDV、性犯罪、売買春、ストーカー行為、交際相手からの暴力、児童虐待などの暴力防止のための啓発を行います。	保健福祉部 社会福祉課
②	DV防止のための啓発の促進	DVに関する正しい知識の普及など、DV防止のための啓発を行います。	保健福祉部 社会福祉課
③	若年層の性犯罪・性的被害防止	若年層における交際相手や配偶者等からの暴力の問題について、学習機会の提供や、啓発資料などにより正しい知識の普及・啓発を行います。	保健福祉部 社会福祉課

#### (2) 被害者への支援の充実

被害者が迷わず相談できるよう、相談窓口の更なる周知を図るとともに、相談体制の充実や関係部署及び関係機関との連携により、きめ細かな相談対応に努めます。

また、「本宮市犯罪被害者支援条例」に基づき、被害者が再び平穏な生活を営むことのできるための支援を行います。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	相談窓口の周知	市の窓口など市民対応のあらゆる機会を通じて、適切な相談窓口・機関につなげます。	保健福祉部 社会福祉課
②	相談体制の充実	職員による相談対応や必要な情報提供を行います。また、研修受講等により相談員及び職員の資質向上を図ります。	保健福祉部 社会福祉課
		関係部署や関係機関との情報交換や研修等を通じ、連携強化を図ります。	保健福祉部 社会福祉課

NO	施策の方向性	内容	担当部課
③	犯罪被害者支援体制の構築・強化	被害者が早期に日常生活を取り戻すことができるよう、庁内を始め、県や警察、被害者支援センターとの連携を図りながら支援体制の構築強化を進めます。 また、庁内・多機関ワンストップサービスの構築を図り、被害者の心身的な負担軽減に努めます。	市民部 生活環境課

### (3) 様々なハラスメント※<sup>1</sup>による被害の防止

学校、職場、地域などにおける様々なハラスメントについて、市民の認識を深めるため、広報・啓発活動を推進します。

NO	施策の方向性	内容	担当部課
①	市職員等への啓発	市職員を対象としたハラスメント研修を開催し、様々なハラスメントに対する理解を深めるとともに、ハラスメントを生まない、起こさない、受けない職場づくりを推進します。	総務政策部 総務課
②	ハラスメントの防止対策の推進	学校、職場等における様々なハラスメントの防止や相談体制の啓発に努めます。	市民部 生活環境課 教育部 幼保学校課 産業部 商工観光課

※<sup>1</sup> 「ハラスメント」…属性や人格に関する言動などによって相手に不快感や不利益を与え、尊厳を傷つけること(P48参照)